

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成20年8月8日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき「(仮称)小杉町3丁目中央地区第一種市街地再開発事業」に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	小杉町3丁目中央地区再開発準備組合 川崎市中原区小杉町三丁目269番地 理事長 伊藤 奎助
	指定開発行為の名称	(仮称)小杉町3丁目中央地区第一種市街地再開発事業
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第3種行為) 高層建築物の新設(第1種行為)、住宅団地の新設(第2種行為) 大規模建築物の新設(第2種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区小杉町三丁目269番地ほか (区域面積:約12,960㎡)
	指定開発行為の目的	共同住宅、商業施設、業務施設の新設及び公共施設の整備
	指定開発行為の内容	区域面積:約12,960㎡、延べ面積:約77,000㎡、計画戸数:約590戸 計画人口:約1,800人、建物高さ:約150m(最高高さ:約160m)
	指定開発行為の施行期間	平成21年度～平成24年度
縦覧のお知らせ	縦覧期間	期間:平成20年8月8日(金)から 平成20年9月8日(月)まで (土曜日、日曜日等閉庁日は除く。ただし、幸区役所、中原区役所及び高津区役所では第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。)
	縦覧場所	川崎市:幸区役所、中原区役所、高津区役所及び本庁(環境局環境評価室) (午前8時30分から午後5時00分まで) 横浜市:港北区役所、都筑区役所、緑区役所、神奈川区役所及び横浜市区役所(環境創造局環境影響評価課) (午前8時45分から午後5時15分まで) 大田区:田園調布特別出張所及び大田区役所(環境保全課) (午前9時00分から午後5時00分まで) 世田谷区:世田谷区役所(環境保全課) (午前8時30分から午後5時00分まで)
	条例公聴会の開催について	・条例準備書関係住民から条例公聴会の開催申出があった場合で市長が必要と認めるときは、その開催について公告します。 ・条例公聴会開催申出書の提出期限:平成20年9月8日(月)まで(郵送の場合は9月8日消印有効) ・申出書の用紙:それぞれの縦覧場所に用意しています。
	申出書提出先・問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 電話番号:044-200-2156 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm
今後の手続きの流れ	条例公聴会開催の申出がある場合	<p>市長が意見を聴こうとする事項について意見を述べることができます。</p> <p>環境影響評価の内容を審議し、その結果を市長に答申します。</p> <p>上記審議会からの答申を基に、環境の保全の見地から市長意見を記載した書類を公告します。</p> <p>条例審査書を基に、条例準備書の記載内容を再検討した上で、事業者の見解を記載した書類を公告します。</p>
	<p>① 条例公聴会の開催</p> <p>② 川崎市環境影響評価審議会での審議</p> <p>③ 条例審査書の公告</p> <p>④ 条例評価書の公告</p>	